

結婚に伴う

新生活

を始めるための費用を

補助

します！



令和6年4月1日～令和7年3月31日の間に

婚姻届を提出し、受理された夫婦



住居費

敷金・礼金
仲介手数料
共益費

引越費用

引越業者や
運送業者に
支払った費用



対象世帯

- ①婚姻日における年齢が夫婦ともに39歳以下の世帯
- ②世帯全員の合計所得金額が500万円未満の世帯
- ③魚津市内の民間賃貸住宅に住所を有する世帯



詳しくはこちら

補助金額

最大30万円 (住居費※裏面参照と引越費用の合計額)

申込み

申込期限：民間賃貸住宅の住民登録日から60日以内 かつ
令和6年4月1日から令和7年3月31日 の間
※予算上限に達し次第、終了します

詳細は裏面をご確認ください

魚津市新婚ライフわくわく応援補助金



対象世帯

- (1) 令和6年4月1日～令和7年3月31日の間に婚姻し、婚姻日における年齢が夫婦共に39歳以下であること。
- (2) 市内の民間賃貸住宅に住民登録をしていること。
- (3) 申請日時点において交付を受けることができる直近の年の所得証明書における世帯全員の合計所得金額の合算額が500万円未満であること。
- (4) 住民登録日前60日以内に当該民間賃貸住宅の所有者又は管理者との間で賃貸借契約を締結していること。
- (5) 住民登録日から3年以上本市に定住する意思のある世帯であること。
- (6) 国又は地方公共団体その他の団体から、他の制度による住居費及び引越費用に対する補助を受けていないこと。
- (7) 市税等を滞納していないこと。
- (8) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者ではないこと。

対象経費



住居費※	■敷金・礼金 (補償金等これに類する費用を含む) ■共益費 ■仲介手数料
引越費用	■引越し業者、運送業者に支払った費用

提出書類



- (1) 申請書(様式第1号)
- (2) 婚姻届の受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本
- (3) 世帯全員の所得証明書(申請日時点において交付を受けることができる直近の年)
- (4) 賃貸借契約書の写し
- (5) 誓約書(様式第2号)
- (6) 住居費及び引越費用に係る領収書の写し
- (7) その他

※(1)と(2)は市HPからDLできます。

補助金額



最大30万円

(住居費と引越費用の合計額)

詳細は市ホームページをご確認ください



問い合わせ／申請書等の提出先

魚津市役所 地域協働課 定住応援室

〒937-8555 魚津市釈迦堂1丁目10番1号(魚津市役所2階)

TEL: 0765-23-1095 Mail: teiju@city.uozu.lg.jp

ご不明な点等ありましたら、お気軽にお問い合わせください!

